

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課税期間	2・4・1 ~ 3・3・31	氏名又は名称	O B C 商事株式会社	
項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X + D + E)	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円			円 2,261,999,954	円 2,261,999,954
免 税 売 上 額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の④X欄へ 2,261,999,954
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					2,261,999,954
非 課 税 売 上 額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ 2,261,999,954
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧					※付表2-2の⑧X欄へ [100.00 %] ※増数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	(付表2-2の⑩X欄の金額) 166,200	23,760	1,399,379,051	1,399,569,011	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額) 9,695	(⑩D欄×6.24/108) 1,372	(⑩E欄×7.8/110) 99,228,696	99,239,763	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)			※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑫E欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)				
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額) 9,695	1,372	99,228,696	99,239,763	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)				
課 5 課 95 税 億 税 % 売 売 未 円 売 未 上 上 満 超 上 満 割 の 高 又 合 場 が は が 合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑯X欄の金額) 9,695	1,372	97,095,861	97,106,928	
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	(付表2-2の⑯X欄の金額)		2,132,834	2,132,834	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [⑯+(⑮×④/⑦)]	(付表2-2の⑯X欄の金額) 9,695	1,372	99,228,695	99,239,762	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	(付表2-2の⑯X欄の金額)				
控 除 調 整 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	(付表2-2の⑰X欄の金額)				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	(付表2-2の⑱X欄の金額)				
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	(付表2-2の⑲X欄の金額)				
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑±㉒]がプラスの時	(付表2-2の⑳X欄の金額) 9,695	※付表1-1の④D欄へ 1,372	※付表1-1の④E欄へ 99,228,695	99,239,762	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	(付表2-2の㉑X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑩及び⑫欄は、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課税期間	2・4・1 ~ 3・3・31	氏名又は名称	O B C 商事株式会社	
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円	
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額) 2,261,999,954	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額) 2,261,999,954	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [100.00 %] ※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	166,200	166,200
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ	
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ	
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額の 調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				9,695	9,695
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				※付表2-1の⑯X欄へ	
課5課95 税億税% 売売未 円上満 上超割の 高又合場 がはが合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			9,695	9,695
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			※付表2-1の⑱X欄へ	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)]	⑲	0	0	9,695	9,695
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳			※付表2-1の㉑X欄へ	
控除調 税額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			※付表2-1の㉒X欄へ	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			※付表2-1の㉓X欄へ	
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			※付表2-1の㉔X欄へ	
差引	控除対象仕入税額 [(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	0	0	9,695	9,695
	控除過大調整税額 [(⑰、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕			※付表2-1の㉖X欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖				※付表2-1の㉗X欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨及び⑩欄には、値引き、割引、割戻しなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (R2.4.1以後終了課税期間用)

		課税期間	2・4・1 ~ 3・3・31	氏名又は名称	OBC商事株式会社
項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)	
	課税売上額(税抜き) ①	円	円	円	
	免税売上額 ②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			※第一表の⑤欄へ 0	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
	非課税売上額 ⑥				
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			※第一表の⑥欄へ 0	
	課税売上割合(④/⑦) ⑧			[0.0 %] ※端数 切捨て	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨				
	課税仕入れに係る消費税額 ⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)		
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
	特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫		(⑪B欄×7.8/100)		
	課税貨物に係る消費税額 ⑬				
	納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額 ⑭				
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮				
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額) ⑯				
課5課95 税億税% 売売未 円上満 上超割 高又合 場 がはが合	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰				
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑱				
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [⑰+⑱×④/⑦] ⑲		0	0	0
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦) ⑳				
控の 除 調 税 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒				
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉓				
差 引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時 ㉔	※付表1-3の④A欄へ 0	※付表1-3の④B欄へ 0	0	
	控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時 ㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		
	貸倒回収に係る消費税額 ㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩及び⑫欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。